

平成18年度事業計画

平成18年3月

財団法人医療情報システム開発センター

平成18年度事業計画

目次

I. 基本方針

II. 国からの受託事業

III. その他の受託事業

IV. 補助金対象事業

V. 自主事業

I. 基本方針

IT 新改革戦略における IT による医療の構造改革や診療報酬改定での電子化加算の新設など医療分野の情報化の加速化が求められている中で、医療情報システムの基盤づくりを目指している当財団への期待が高まっている。他方、当財団の財政基盤は脆弱な状況が続いている。

平成 15 年、財団内に改革委員会を設置し、「改革の方向性」を取り纏め、平成 16 年度からは「改革の方向性」に沿って、事業の見直しや筋肉質な組織づくりなどを実施してきており、平成 18 年度は 3 年目の節目に当たる年で、特に以下の事項に重点をおき事業を実施する。

- (1) 財団のコアコンピタンスを活かし、財団自身の企画、実施による事業を拡大する。
特に、
 - 1) 標準化に係わる情報の提供事業
 - 2) プライバシマークの認定付与など個人情報保護に係わる事業
 - 3) 公開鍵基盤などセキュリティに係わる事業にリソースを注力する。その際、必要ならば、他の団体や企業などとのアライアンスも検討する。
- (2) 国からの委託事業に加え、国以外の公的な機関や団体、企業などからの医療情報システムに係わる受託事業を拡大する。
- (3) 財団の職員が中心となって事業を実施し、委託などの外部依存を低減する。
- (4) 経常的な固定経費を大幅に抑制する。
- (5) 執務遂行に必要な諸規程などを状況に応じて改訂する。

Ⅱ. 国からの受託事業

1. 厚生労働省からの受託事業

1. 高度医療情報普及推進事業

標準マスター維持管理事業

病名、手術・処置、臨床検査、医薬品、医療機器データベース、看護実践用語、症状・所見、歯科分野、画像検査の9つのマスターについて、引き続き定期的な維持管理を行う。また、医療機関への普及が必ずしも充分ではないマスターもあり、平成18年度は、内容の充実とともに普及活動も強化する。

2. 要介護認定情報管理・分析事業

市町村では平成18年4月より、新しい介護保険制度に基づいた要介護認定業務等を実施することになっている。このため、平成17年度に開発した新しい「認定支援ネットワークシステム」について、市町村からの問い合わせ対応等を含めたシステム運用のサポートを行う。

3. 製品情報コード化推進事業

医薬品の取り違えによる医療事故の防止や特定生物由来製剤などのトレーサビリティの確保を行うため、すべての医薬品の調剤包装容器単位(シート、アンプル等)に製品識別用の商品コードを付し、その商品コードを機械的に読み取る製品情報コード化推進事業が進められている。

平成17年度には調剤包装容器単位の商品コードの登録・管理・提供を行うためのデータベースシステムを開発したが、平成18年度は当該システムを用いて製薬企業から直接登録された調剤包装容器単位の商品コードの維持管理を行う。

また、医療機関等利用者に対して調剤包装容器単位の商品コードの提供を行う。

4. がん及び循環器病診療施設情報ネットワーク開発普及事業

平成17年度に引き続き、がん及び循環器病診療施設情報ネットワークに必要なデータ入力及びシステム管理を行う。

Ⅲ.その他の受託事業

1. 医療情報システムにおける相互運用性事業

平成 17 年度に引き続き、医療情報システムにおける相互運用性の事業として、医療機関における標準マスターの利用状況調査、ベンダーにおける標準マスターの活用状況調査、診療情報提供書の IT 化、医療機関における監査証跡調査等を実施する。また、医療機関の医療情報関係者による意見交換会を定期的で開催し、相互運用性への認識の向上を図る。

2. 傷病名マスターの保守業務事業

平成 17 年度に引き続き、東京都国民健康保険連合会のレセプト画像処理データから抽出した傷病名データについて、再編加工を行い、傷病名マスターを定期的に改訂する。

3. 医学・医療知識共有化システムの開発

安全で質の高い医療を提供するため、小児科医向けに平成 17 年度に開発に着手した電子カルテと連携した医学・医療知識共有化システムの開発を完了させる。平成 18 年度は特に医学・医療知識データベースの充実を図る。また、小児科以外の診療科へのシステムの有効性の検討も行う。

4. コンサルテーション事業

平成 17 年度に引き続き、当財団が蓄積してきたノウハウ等を活用して、医療機関が実施する医療情報システムの構築等に関して専門的・中立的な立場から助言や調査・提案などを行う。

5. クリティカルパス・ライブラリーの運用・管理

医療機関から登録申請のあった、クリティカルパスを「クリティカルパス・ライブラリー」として、当財団のホームページ上に公開し、他の医療機関や患者（国民）も閲覧できるようにしているが、平成 18 年度は引き続き、「クリティカルパス・ライブラリー」の運用管理を行う。

6. 依存性薬物情報集計業務

平成 17 年度に引き続き、全国の協力医療機関から厚生科学研究の依存性薬物情報研究班に報告される薬物乱用・依存症例を集計し、その結果を研究班にフィードバックする。

IV. 補助金対象事業

1. 日本自転車振興会補助対象事業

日本自転車振興会の補助を受けて次の事業等を行う。

(1) 医療情報システム調査事業

全国の病院に対して、電子カルテなどの病院情報システムの導入の状況を調査し、進展状況の把握や導入後の効果等を分析する。

(2) 医療情報システム普及促進事業

医療情報システム化の普及を促進するため講演会や説明会等の開催を実施する。

V. 自主事業

1. 電子認証用証明書事業

製薬企業に対して、個別症例安全性報告を電子的に送信する際に使用する電子証明書の発行を引き続き行うとともに、厚生労働省が平成 17 年度に発表した保健医療分野 PKI（公開鍵基盤）認証局証明書ポリシーに準拠する認証局の運営をスタートし、医療関係資格保有者向けの電子証明書を発行する。

電子証明書に関する普及広報のため、セミナーや相談を実施する。

2. Medical IT Link 事業

平成 17 年度に試験的に公開した、医療 IT に関するあらゆる情報が入手できるポータルサイト Medical IT Link を正式に公開するとともに、搭載内容の充実を図る。

また、保健・医療・福祉分野の製品やサービスをインターネットを通じて医療関係者に紹介する「保健・医療・福祉 Web EXPO」を引き続き開催する。

3. 標準マスター等提供事業

(1) 標準マスターの提供事業

高度医療情報普及推進事業で維持管理している9つの標準マスターを財団のホームページ上に公開し、ダウンロード方式や電子媒体、印刷物で提供する。また、標準マスターをベースに個々の利用者の要望に応じたデータベースや資料などの提供も行う。

(2) 普及説明会等開催事業

マスターの普及を図るために、医療機関やシステムベンダーなどのマスター利用者に対し説明会を開催する。また、マスターの内容の充実を図るために、医薬品や医療機器メーカーなどに対してデータの登録促進セミナーなどを開催する。

4. 医薬品情報提供事業

医薬品添付文書の新規作成・改定に対応してデータベースを更新し、引き続き、利用者に提供していくとともに、標準医薬品マスターとの対応づけなどを行いサービス内容の向上を図る。

5. 保健医療福祉分野のプライバシーマーク関連事業

(1) 付与認定審査事業

病院、診療所、薬局、検査センター、介護福祉施設などの保健医療福祉分野のプライバシーマーク付与認定審査を申請に応じて実施する。平成18年度は180施設程度に対して実施する。

(2) 教育事業

プライバシーマークを取得する具体的な方法を学習するための教育コースを医療機関などを対象として定期的で開催する。平成18年度は「管理者養成コース(1日)」、監査員養成コース(3日間)」、上級監査員研修(1日)」の3コースを実施する。

6. 賛助会員事業

会員専用のニュースレターの送信、会員対象のセミナー等開催などの情報提供を行う。会員への講師派遣などの協力、会員主催の事業・行事に対する企画・相談などの会員支援業務を行う。

7. 財団の広報事業

- (1) MEDIS-DC 講演会などの講演会の開催
- (2) ホームページによる情報の発信、パンフレットや成果報告書の頒布など
- (3) 関係機関が主催する行事への出展や財団広報資料の配布など